

奨学生のしおり

必 読

紛失しないように大切に保管してください

福島県教育委員会

奨学生のみなさんへ

- ◇ この「奨学生のしおり」は、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）の奨学資金の貸与をこれから受ける新奨学生のみなさんに読んでいただくため作成したものです。
- ◇ 福島県奨学資金の財源は、福島県の公金、国からの交付金のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学生のみなさんからの返還金により、まかなわれています。
- ◇ 未来の奨学生にこの制度を引き継いでいくためには、みなさんからの返還金が必要です。将来、みなさんも先輩方同様、確実に返還していくために、在学中から奨学生としての責任を自覚するよう心がけてください。
- ◇ 入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることなく学業に励んでください。

奨学生採用から返還完了までの流れ

採用決定



「奨学生採用通知書」を受領
「奨学資金貸与決定通知書」を受領
「奨学金のしおり」を受領



奨学資金交付(原則毎月10日口座振込)

進級時



学習状況等報告書を提出

進級



「奨学資金継続貸与決定通知書」を受領



貸与終了(卒業)



「借用証書」提出
「返還明細書」提出



返還開始
納入通知書による納付



返還完了

奨学資金の返還義務について

福島県奨学資金は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としております。

今回、奨学資金の貸与が決定になった奨学生の皆様には、貸与終了後に返還の義務が生じます。皆様一人ひとりからの返還金が次の奨学金貸与者に対する貸付の原資となりますので、奨学金制度を維持するためには、皆様方からの奨学金の返還は欠かせません。

奨学資金を利用する後輩のためにも、必ず返還の期限内に納付していただきますようよろしくお願いします。

最後に、返還義務の大切さをよく御理解いただくために、返還を完了した先輩方のたくさんの「声」の中から2つをご紹介します。

この奨学金を借りることができ、自分の夢を実現することができました。

お金を理由に自分の可能性をあきらめることが少しでも無くなってほしいです。

どうか一人でも多くの人がこの奨学金で可能性が広がりますように。

(平成 25 年貸与生 女性)

返済にあたって、貸与金額が適当であったと感じた。

借りる時点では多い方が良いが、返す時点では、無理のない額であったと思われる。

お陰様で自身の目標を達成でき希望する職業に就くことができました。

ありがとうございました。

感謝申し上げます。

(平成 15 年貸与生 女性)

目 次

	(頁)
1. 奨学生の心得	1
2. 奨学生採用通知書	2
3. 奨学資金の貸与	3
4. 奨学資金の交付	4
5. 進学と奨学資金	5
6. 学習状況等報告書	6
7. 奨学生の異動	7
8. 借用証書と返還明細書	10
9. 奨学資金の返還	11
10. 各届出用紙集	12
様式第1 「改氏名・転居・勤務先(変更)届」	
参考様式 「居住証明書」	
様式第2 「福島県奨学生休学届」	
様式第3 「福島県奨学資金復活願」	
様式第4 「福島県奨学生転学届」	
様式第5 「福島県奨学生退学届」	
様式第6 「福島県奨学生停学届」	
様式第7 「福島県奨学資金辞退届」	
様式第8 「連帯保証人・保証人変更届」	
様式第9 「福島県奨学生死亡届」	
様式第10 「福島県奨学資金返還猶予願」	
様式第11-1 「福島県奨学資金返還免除願」	
様式第12 「福島県奨学資金貸与月額変更願(届)」	
様式第13-1 「福島県奨学資金緊急採用継続願」	
様式第14 「学習状況等報告書」	
第4号様式(第8条関係) 「奨学資金借用証書」	
第5号様式(第8条関係) 「奨学資金返還明細書」	
11. 福島県奨学資金貸与条例	31
12. 福島県奨学資金貸与条例施行規則	33



1. 奨学生の心得

1. この「奨学生のしおり」には、奨学生として採用されたみなさんが貸与開始から貸与終了まで在学中に行う諸手続き、さらに返還に際しての注意事項などがQ&A方式で記載してあります。

たとえば、学校を休学、又は奨学資金の辞退や住所の変更等、奨学生としての資格に変更がある場合、事由に応じた願・届出の手続きが必要となりますので、必ず全体を通してよく読んで内容を理解しておいてください。

なお、在学中の手続きはすべて学校を通じて行いますが、卒業後はご自分で手続きを行うことになります。どの場合も、巻末の「各届出用紙集」から様式をコピーし、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）へ提出するようになりますので、このしおりは返還が完了するまで紛失することのないようにしてください。

2. 奨学資金は原則として毎月、奨学生の口座に振込まれます。

- ・奨学資金の振込日は原則毎月10日です。
- ・振込まれた奨学資金は、毎月預金通帳に記帳し、振込みを確認してください。

～奨学生の心構え～

奨学資金を貸与されているという自覚をもって、健康に留意し、勉学に励んでください。

2. 奨学生採用通知書

「奨学生採用通知書」は、あなたの福島県奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は学校に申し出てください。

奨学生採用通知書に記載されている決定番号は大切な番号です。

Q 1. 「決定番号」とは何ですか？

A. 決定番号は、奨学資金の貸与期間中はもちろん返還完了まで最長で20年にもわたる長期間、あなたが県教委への問い合わせに使う大切な番号です。

あなたが県教委へ願・届出をする場合に、決定番号の記入漏れや、記入の間違ひがあると奨学資金が振込まれない等の支障が生じることになります。

Q 2. 「貸与期間」は、いつまであるのですか？

A. 貸与期間は、在学する学校の正規の修業期間です。なお、休学や留年などがあつた場合は、貸与を休止・停止します。詳しくは「7. 奨学生の異動」をご覧ください。

緊急採用で採用された奨学生の貸与終期は採用年度末です。ただし、状況が改善しないと認められる場合は、1年間に限り延長することができます。在学している学校を通して県教委に照会してください。

3. 奨学資金の貸与

奨学資金の貸与は福島県奨学資金貸与条例に基づいて行います。

Q 1. 貸与途中で月額の変更（増・減額）はできますか？

A. 貸与月額は、貸与を受けている学校の種別（国公立又は私立）により定まっています。

※ 高等学校・専修学校高等課程の奨学金貸与は、自宅又は自宅外通学、退寮等により生活状況が変わる場合は、貸与月額が変更になります。

また、転学等に伴い、学校の種別が変わる場合貸与月額が変更になりますので、学校を通して県教委へお問い合わせください。

Q 2. 県教委の奨学資金を受けていますが、さらに他の団体や自治体等の奨学金を受けられますか？

A. 県教委は、他の団体や自治体等の同種（貸与型）の奨学金との重複受給を禁止しています。そのような場合には、あなたがどちらの奨学資金を受けるか判断して決めてください。

なお、重複受給の場合、奨学生決定当初に遡及して奨学生の資格を取り消すこととなります。

Q 3. 退学後に振込まれた奨学資金はどうすればいいですか？

A. 退学する場合は、前もって学校に連絡し、「福島県奨学生退学届」（様式第5）を提出してください。

退学後、奨学生の資格がなくなってから奨学資金の貸与を受けた場合は、退学後に振込まれた分を直ちに県教委に返金していただきます。学校の指示に従い返金手続を行ってください。

4. 奨学資金の交付

県教委が、あなたの口座に奨学資金を振込むことを交付といいます。

奨学資金はあなたが指定した金融機関のあなたの普通預金口座に、原則として毎月10日に交付します。

Q1. 奨学資金の振込みについては、毎月、通知があるのですか？

A. 県教委や金融機関からの通知はありません。毎月、通帳を記帳して、必ず確認をしてください。もし、不明な点があれば、直ちに学校へ問い合わせてください。

※ 交付日が土日祝日の場合には、その日以降の金融機関の営業日に振込まれます。

※ 奨学生採用時の初回振込み等で、特別の事情がある時は、2ヶ月分以上を合わせて振込まれることがあります。

① 継続（進級）時は学習状況等確認後に4・5月分が、5月10日に振込まれます。

② 予約採用決定者は、進学確認後に4・5月分が5月末に振込まれます。

③ 在学採用決定者の初年は4月～9月分が9月末に振込まれます。

※ 振込先の金融機関名・口座番号は忘れないようにしてください。

また、初めに決めた振込先の口座は貸与中には変更しないのが望ましいのですが、やむを得ず変更するときは、学校に申し出て手続きをしてください。

Q2. 奨学資金が振込まれていません。なぜですか？

A. 振込口座は、保護者ではなく奨学生本人の口座です。振込先として申請した口座の通帳を確認してください。

金融機関によっては、振込時間が午後になることもあるようです。

※ 振込口座が不明の場合は、直接高校教育課へ電話でお問い合わせください。本人確認の上、申請された金融機関名・口座番号をお伝えいたします。

5. 進学と奨学資金

Q 1. 現在、奨学資金を貸与されている高校生です。将来、大学・短期大学への進学を考えています。奨学資金は引き続き貸与されますか？

A. 進学後も奨学資金の貸与を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

申込みの種類には、

- ① 大学・短期大学への進学前に申込み**予約採用**
- ② 大学・短期大学に進学してから申込み**在学採用** があります。

なお、この他、大学・短期大学への進学の際には月額奨学資金とは別に、**入学一時金**という制度もあります。(進学前に申込み予約採用です。)

Q 2. 将来、大学に進学した場合、高等学校・専修学校高等課程・高等専門学校で貸与を受けていた奨学資金の返還はどうなりますか？

A. 進学した場合は、返還の猶予（返還開始を遅らせること）を「福島県奨学資金返還猶予願」（様式第10）の提出により願い出ることができます。進学したらすぐに「福島県奨学資金返還猶予願」と「在学証明書」を県教委に郵送にて提出してください。

その後、返還猶予の期間が終了すると、返還が開始することになります。

高校・大学等と貸与を受けた場合の返還は、合算ではなく両方の奨学資金についてそれぞれ返還するようになります。

6. 学習状況等報告書

奨学生が次年度も奨学資金の継続貸与を希望する場合は、毎年度3月に在学する学校を通して「学習状況等報告書」（様式第14）を提出していただきます。

「学習状況等報告書」提出後、県教委において継続の可否等を判断します。

Q1. 「学習状況等報告書」の提出はどのようにするのですか？

A. あなたの①経済状況②学習の状況③学校生活の状況を「学習状況等報告書」に記入し、毎年度3月（学校の指定する期日）までに学校へ提出してください。その後、学校を通して「成績証明書」とともに県教委へ提出がなされます。

Q2. 「学習状況等報告書」を提出すれば、必ず奨学資金は継続貸与されるのですか？

A. あなたが提出した「学習状況等報告書」の記入内容と平素の学習状況等を総合的に審査し、県教委が可否等を判断します。

したがって、「学習状況等報告書」を提出しても必ず継続貸与されるとは限りません。

Q3. 「学習状況等報告書」を提出しない場合はどうなるのですか？

A. 「学習状況等報告書」を提出しない場合は、貸与停止となります。

なお、特別な事情により、どうしても期限までに「学習状況等報告書」を提出できない場合には、前もって学校に申し出てください。

Q4. 奨学資金の継続を希望しない場合はどうすればよいのでしょうか？

A. 奨学資金の継続を希望しない場合には、「学習状況等報告書」を提出する必要がありません。直ちに学校に申し出て、「福島県奨学資金辞退届」（様式第7）を提出してください。後日さらに学校を通して必要書類の提出をしていただくこととなります。

7. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格になんらかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、または異動があったときは、下記Q & Aを参考に直ちに手続きをしてください。

提出書類は、巻末の「用紙集」から該当する様式をコピーして使用してください。

Q 1. 住所の変更をした場合は、どのような手続きが必要ですか？

A. 住所変更をしたときは、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）と該当者の「住民票（※1）」を在学する学校へ提出してください。

- ※1 ①住所のみ異動した場合…該当者の住民票
②住所と本籍を異動した場合…該当者の本籍記載の住民票

Q 2. 改姓した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A. 改氏名したときは、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）と該当者の「住民票（該当者の本籍記載の住民票）」を在学する学校へ提出してください。

また、貸与中の場合、以下の手続きが必要です。

- ① 受領している金融機関で、普通預金口座の名義変更手続きを行い、新しい名義の通帳の表紙のコピーを提出すること。
- ② 「口座振替による支払申出書」を再提出すること。

※①と②の届出をしないと、口座名義相違のため、奨学資金を受領できなくなります。

Q 3. 連帯保証人・保証人の変更がある場合はどうすればよいですか？

A. 連帯保証人等を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更届」（様式第8）と新しく連帯保証人等になる方の「住民票（本籍地記載のもの）」を学校へ提出してください。連帯保証人等の資格については、「8. 借用証書と返還明細書Q 3（p.10）」を参照してください。

Q 4. 学校を休学することになりました。どのような手続きをすればよいでしょうか？

A. 休学をする場合は、学校を通して速やかに「福島県奨学生休学届」(様式第2)を提出してください。休学中は奨学資金を休止します。

復活する場合は、「福島県奨学資金復活願」(様式第3)を学校へ提出してください。審査の上、復活可能と判断されれば、その翌月または翌々月には交付を再開します。

Q 5. 奨学資金の交付を停止されているのですが、どのようにしたら奨学資金の交付を再開してもらえますか？

A. 奨学資金の交付を停止されていたが、その事由がなくなり、奨学資金の交付の再開の願い出があったときは、奨学資金の交付を復活することがあります。再開の願い出には、「学習状況等報告書」(様式第14)と「成績証明書」及び「福島県奨学資金復活願」(様式第3)の提出が必要です。

《退学・辞退について》

在学の中で自己の都合又は学校処分によって生徒(学生)の身分を失うことを退学といいます。

在学していても奨学資金を必要としなくなり、その旨届出ることを辞退といいます。

※退学・辞退を届け出た場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。

Q 6. 退学する場合は、どのような手続きが必要ですか？

A. 退学する場合は、学校を通して事前連絡が必要です。その後、速やかに「福島県奨学生退学届」(様式第5)を学校へ提出していただきます。

県教委が「福島県奨学生退学届」を受理した後、学校を通じて「奨学資金借用証書」(第4号様式)と「奨学資金返還明細書」(第5号様式)を提出していただくようになります。

Q 7. 辞退した場合、直ちに返還が開始されるのですか？

A. 辞退(退学)した場合、貸与金最終受領の翌月から数えて6ヶ月経過後に返還が開始されます。

※ 貸与金最終受領は、辞退期日により異なりますので、ご注意ください。

(辞退届の流れ)

- ①「福島県奨学資金辞退届」(様式第7)を県教委に提出してください。
- ②「奨学資金借用証書」(第4号様式)と「奨学資金返還明細書」(第5号様式)を学校の指示に従い県教委に提出してください。
- ③引き続き在学することで返還が困難になる場合は、「福島県奨学資金返還猶予願」(様式第10)と「在学証明書」を直接県教委へ提出してください。

※退学して他の学校に引き続き在学する場合も同様です。

《転学について》

Q 8. 他の学校へ転学する場合の継続貸与は可能ですか？

A. 貸与継続を認められる場合があります。在学していた学校を通して県教委に照会してください。

《留学について》

Q 9. 在学中に留学を考えています。留学期間も奨学資金は継続して貸与を受けられますか？

A. 在学学校の取り扱いにより異なりますので、学校を通して県教委に照会してください。

ただし、休学しての留学であれば、貸与は停止となります。

《緊急採用者について》

Q 10. 緊急採用で採用されましたが、年度末になっても家計状況が好転しません。継続して奨学資金の貸与を受けられますか？

A. 緊急採用で採用された奨学生の貸与終期は採用年度末です。ただし、状況が改善しないと認められる場合は、1年間に限り延長することができます。在学している学校を通して県教委に照会してください。

8. 借用証書と返還明細書

奨学資金の貸与終了にあたっては、「奨学資金借用証書」(第4号様式)と「奨学資金返還明細書」(第5号様式)を必ず提出してください。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、借入金額、割賦金額等大切な返還条件が記載されています。提出に際して、これらの事項を確認してください。

「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、連帯保証人及び保証人が必要となります。保証人は連帯保証人と別生計の方にしてください。

Q1. 卒業する場合、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出は、いつまでに行えばよいですか？

A. 奨学資金の貸与終了前、在学中に提出していただくことになりますので、学校の指示に従い、期日までに提出してください。

Q2. 途中で奨学資金の貸与が終了する場合、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」は、どのように提出すればよいのですか？

A. 辞退や退学により奨学資金の貸与が終了した場合は、学校の指示に従って「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」を提出しなければなりません。

Q3. 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の連帯保証人・保証人は、どのような人をお願いしたらよいのでしょうか？

A. 「福島県奨学生願書」で署名した連帯保証人・保証人と同じ人にしてください。ただし、採用時に65歳を超えていた場合や、同じ人を連帯保証人・保証人とすることができない事情があるときは、「連帯保証人・保証人変更届」(様式第8)と添付書類(本籍地記載の住民票)を提出してください。

保証人は連帯保証人と別生計で、未成年者でなく、独立の生計を営み、奨学資金の返還の責任をもてる資力のある方にしてください。

保証人には、あなたや連帯保証人の所在が不明な場合に照会することがあります。また、あなたや連帯保証人が返還できない事情が生じたときに代わって返還する義務があります。

なお、必ず保証人本人の承諾を得た上で、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」に保証人の署名・押印をお願いしてください。

9. 奨学資金の返還

奨学資金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。みなさんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。自覚をもって必ず返還してください。

貸与終了にあたっては、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」の記入と提出が必要となります。

Q 1. 奨学資金はどのように返還するのですか？

A. 卒業後、県教委から送付される「納入通知書」により、ゆうちょ銀行を除く、銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアで納付（返還）していただきます。（県の指定金融機関及び収納代理金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関では手数料がかかる場合があります。）

返還方法は「半年賦」です。返還は、貸与終了の翌月から数えて6ヶ月経過後に始まり、6月30日（前期分）と12月31日（後期分）の期日までにそれぞれの「納入通知書」で納入いただきます。

Q 2. 返還が困難になった場合、どうしたらよいですか？

A. 返還者が災害や疾病等により返還が困難になった場合は、願出により返還が猶予される場合があります。

死亡・心身障害のため返還が困難になったときは、願出により返還残額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

いずれの場合も、必ず県教委に連絡し、ご相談ください。

Q 3. 返還金を滞納した場合、どうなりますか？

A. 奨学資金の返還を怠ったときは、滞納した金額に延滞利息（年10%）が課せられます。

返還は、奨学生自身が責任をもって行うものです。滞納すると、連帯保証人や保証人へ請求することになります。また、場合によっては、期限の利益を剥奪し（※）、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。自覚をもって返還に努めてください。

※ 「期限の利益を剥奪」とは、返還期日が未到来（まだ返還期日が来ていないもの）を含めて一括して返還を請求することです。

10. 各届出用紙集

- 様式第 1 「改氏名・転居・勤務先（変更）届」
参考様式 「居住証明書」
様式第 2 「福島県奨学生休学届」
様式第 3 「福島県奨学資金復活願」
様式第 4 「福島県奨学生転学届」
様式第 5 「福島県奨学生退学届」
様式第 6 「福島県奨学生停学届」
様式第 7 「福島県奨学資金辞退届」
様式第 8 「連帯保証人・保証人変更届」
様式第 9 「福島県奨学生死亡届」
様式第 10 「福島県奨学資金返還猶予願」
様式第 11-1 「福島県奨学資金返還免除願」
様式第 12 「福島県奨学資金貸与月額変更願（届）」
様式第 13-1 「福島県奨学資金緊急採用継続願」
様式第 14 「学習状況等報告書」
第 4 号様式（第 8 条関係） 「奨学資金借用証書」
第 5 号様式（第 8 条関係） 「奨学資金返還明細書」

改氏名・転居・勤務先（変更）届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

下記のとおり異動（改氏名、転居、勤務先変更）が生じたので、届け出ます。

記

1 変更した者（いずれかを○で囲む）

本人 ・ 連帯保証人 ・ 保証人

2 旧 姓

3 新本籍

4 新住所

〒

自宅電話番号

携帯電話番号

5 勤務先

名 称

所 在 地

電話番号

注） 連帯保証人、保証人の転居等の場合もこの様式を用いること。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主）

住所

氏名

印

※ 住民票を異動せずに居住地を変更する場合は、住居の管理者の証明が必要です。

※ 様式は任意ですが、この様式をそのまま使用して構いませんので、必ず提出してください。

福島県奨学生休学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

(フリガナ)
氏 名（自署）
住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり休学しますので、届け出ます。

記

- 1 休 学 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 事 由 （詳 細 に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり休学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名 職 印

福島県奨学資金復活願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

上記のとおり復学（登校・進級）しましたので、奨学資金の復活をお願いします。

記

1 復学（登校）期日 年 月 日

2 事 由

3 休 止 の 日 年 月 日

4 卒業予定年月 年 月

上記の願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生転学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

年 月から下記のとおり転学しましたので、届け出ます。
記

奨学資金は 年 月分まで交付を受けました。

1 転 出 学（校） 科 第 学年から

2 転 入 学（校） 科 第 学年へ

3 事 由

4 卒業予定年月 年 月

（甲）転出学校の証明

上記のとおり転学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

（乙）転入学校の証明

上記のとおり本校に転学を許可しましたので、引き続き奨学資金の貸与をお願いします。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生退学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 退 学 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生停学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり停学しましたので、届け出ます。

記

1 停 学 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり停学としました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金辞退届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり奨学資金を辞退しますので、届け出ます。

記

1 辞 退 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり辞退を申し出ました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号（ ）

下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

1 変更する者（いずれかを○で囲む） 連帯保証人 ・ 保証人

2 変更する理由（詳細に）

3 新しく連帯保証人もしくは保証人になる者

（フリガナ）

（1）氏 名（自署）

（2）生年月日

（3）本人との関係

（4）本 籍

（5）現 住 所 〒

電話番号（ ）

（6）勤務先（無職の時は前職を外書する）

（7）年 収（税込）

4 旧連帯保証人もしくは旧保証人氏名

福島県奨学生死亡届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)
氏 名 (自署)

住 所 〒

電話番号 ()

奨学生との関係 ()

次のとおり奨学生が死亡したため、戸籍抄本(除籍)を添えて届け出ます。

1 死 亡 者

決 定 番 号 (大・高・特例 第 号)

(フリガナ)
氏 名

学 校 名

学年 (年度卒業)

2 死亡年月日 年 月 日

福島県奨学資金返還猶予願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
出身学校名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

自宅電話番号 （ ）

携帯電話番号 （ ）

下記のとおり奨学資金の返還猶予を希望しますので、別紙証明書類を添えて願い出ます。

記

1 希望の返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 事 由（詳細に）

（出身学校における最終奨学資金受領

年 月分）

福島県奨学資金返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)
願 出 人 氏 名 (自署)
住 所 〒

電話番号 ()
本人との続柄 ()

(フリガナ)
連帯保証人 氏 名 (自署)
住 所 〒

(フリガナ)
保 証 人 氏 名 (自署)
住 所 〒

下記のとおり奨学資金の返還免除を希望しますので、別紙証明書を添えて願ひ出ます。

記

- 1 借 用 者 氏 名 (決定番号 大・高・特例 第 号)
- 2 借 用 金 額 円
- 3 返 還 済 の 金 額 円
- 4 返 還 未 済 の 金 額 円
- 5 免 除 を 希 望 す る 金 額 円
- 6 免 除 願 出 の 事 由
- 7 病 名 等

注) 添付書類

- (1) 死亡によるとき：本人の死亡を証する戸籍抄本又は個人事項証明書
心身障がいによるとき：その事実及び程度を証する書類（医師の診断書、身体障害者手帳等）
- (2) 返還不能の事情を記する書類（家庭状況書）
（家庭状況書……返還不能の事情、家庭の構成、資産状況、収入状況等を詳記すること。）
- (3) 連帯保証人及び保証人の所得証明書

福島県奨学資金貸与月額変更願（届）

年 月 日

福島県教育委員会教育長

学校名 学（校） 部 科 第 学年

奨 学 生 決定番号（ 大・高・特例第 号）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

（フリガナ）

連帯保証人 氏 名（自署）

住 所 〒

下記のとおり変更をお願いします。

記

1 従前の貸与月額 円

2 希望する貸与月額 円

3 変更する理由

4 希望する貸与開始月 年 月

上記のとおり願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏名

職印

福島県奨学資金緊急採用継続願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

学校名 学（校） 部 科 第 学年

奨 学 生 決定番号（ 大・高第 号）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

（フリガナ）

連帯保証人 氏 名（自署）

住 所 〒

下記のとおり来年度において、奨学資金の継続貸与をお願いします。

記

1 事由（詳細に）

上記のとおり願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏名

職印

注）家計状況が改善しないことを証する書類を添付すること。

学 習 状 況 等 報 告 書

年 月 日

福島県教育委員会教育長

下記のとおり報告します。

学校名		学 (校)	科 学科	年
決 定 番 号		フリガナ 氏 名 (自署)		
大・高・特例 第 号				
本 人 記 入	経 済 状 況	・父と母、又はそれに代わって家計を支えている人の家計状況が 申込時または前回の学習状況等報告書提出時と比較して ア. ほぼ変わらない イ. 苦しくなった ウ. その他 (特別な事情) ----- -----		
	学 習 の 状 況	・この一年間の学習成績 ア. 向上した イ. 変わらない ウ. 振るわなかった (今後の目標) ----- ----- ----- -----		

本人記入	学校生活の状況	・学校でのクラブ活動等（クラブ名 ア. よくやった イ. 参加しなかった
		・学校以外での活動がある場合どんな活動だったのかを簡単に 記入してください

学校認定	・進級の状況 ア. 進級 イ. 原級
	・奨学金継続の判断 ア. 継続 イ. 停止 ウ. 廃止
	学校意見（特にイ・ウの認定をした事由）

学校認定欄の記載のとおり相違ありません。

学（校）長名
職 印

記入上の注意

- (1) 奨学生は、本人記入欄について、記入してください。
- (2) 学校においては、学校認定欄を記入のうえ、成績証明書を添付し、提出してください。

第4号様式（第8条関係）

※ 原 簿 対照者印	※ 学校原簿 対照者印

奨学資金借用証書

収 入
印 紙

福島県教育委員会教育長

年 月 日

現住所
本人
氏 名

㊞

私は、福島県奨学生として、奨学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。
この金額は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、裏面の奨学資金返還明細書に記載のとおり滞りなく返還することを誓約します。

借用金額 金 _____ 円

私は、上記の借用金額に関する本人の債務につき、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、その履行の責めに任じます。

年 月 日

連帯保証人

㊞

保 証 人

㊞

記載上の注意

- 1 「※」印の欄は、記入しないでください。
- 2 返還金額は、アラビア数字で誤りのないように記入してください。

第5号様式（第8条関係）

奨学資金返還明細書

決定番号	大・高 第 号		学 校 名	
ふりがな			返 還 金	円
氏 名			総 額	
生年月日	年 月 日		返 還 内 訳	半年賦額 円
本 籍				期 間 年 月 から 年 月 まで
現 住 所	電話番号 ()		貸 与 内 訳	月 額 円 期 間 年 月 から 年 月 まで
就 職 先 又 は 志 望 校 (決定・内定・希望・未定)		名 称		
		所在地	電話番号 ()	
連 帯 保 証 人	ふりがな		本 籍	
	氏 名			
	生年月日		現 住 所	電話番号 ()
	本人との続柄		職 業	
	年間収入(税込)	千円	勤務先の名称及び所在地	
保 証 人	ふりがな		本 籍	
	氏 名			
	生年月日		現 住 所	電話番号 ()
	本人との続柄		職 業	
	年間収入(税込)	千円	勤務先の名称及び所在地	

福島県奨学資金貸与条例

昭和 27 年 6 月 19 日 福島県条例第 58 号

最終改正

平成 25 年 3 月 26 日 福島県条例第 44 号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、福島県出身の者であつて、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸与を受ける者の資格)

第二条 奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。

ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

ウ 大学（大学院を除く。以下同じ。）に入学しようとする者又は在学する者 その者が県内に所在する高等学校を卒業し、若しくは高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験若しくは同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格し（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）、かつ、大学に入学するまで若しくは大学に入学する目的をもつて住所を移転するまで県内に引き続き六月以上住所を有していたこと又はその者が県外に所在する高等学校を卒業し、かつ、卒業の日の属する月にこの条例に基づく奨学資金を受けていたこと。

エ その他教育委員会が定める者 教育委員会が特に認める事情にあること。

三 経済的理由により修学が困難であると認められること。

四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

(奨学資金の種類及び額)

第三条 奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

- 2 奨学資金の額は、月額貸与にあつては次の表の上欄に掲げる学校等に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額以内と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しよう

とする者について五十万円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。

(貸与の期間)

第四条 月額貸与に係る奨学資金を貸与する期間は、月額貸与に係る奨学資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修業期間とする。

(保証人)

第五条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けようとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

- 2 前項の保証人のうち一人（前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人）は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の決定)

第六条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会がこれを決定し、規則で定める方法により本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第七条 月額貸与に係る奨学資金は、毎月本人に交付する。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

- 2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

(奨学資金の休止)

第八条 月額貸与に係る奨学生が休学したときは、この期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第九条 奨学生が次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号）に該当すると認められるときは、奨学資金を停止又は廃止する。

- 一 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- 二 学業成績又は操行が不良となつたとき。
- 三 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- 四 第二条第二号ア又はイに該当する者が県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に転学し、かつ、当該者及びその者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に住所を有しなくなつたとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学生は、卒業の月の六月後から二十年以内で教育委員会の定める期間内に、教育委員会が定める方法により、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

- 2 奨学生が前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。）に該当したときは、その月の六月後から

前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- 一 貸与期間の満了
- 二 退 学
- 三 奨学資金の辞退
- 四 奨学資金の廃止

3 奨学資金は、無利息とする。

(借用証書)

第十一条 奨学生が卒業し、又は前条第二項各号の一に該当したときは、保証人と連署して、教育委員会が定めるところにより、奨学資金借用証書を提出しなければならない。

(返還猶予)

第十二条 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病その他正当の事由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出によつて相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第十五条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県奨学資金貸与条例第三条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、この条例の施行の日以後新たに奨学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前において改正前の福島県奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第二条第二号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「はかり」を「図り」に改める部分に限る。)及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

区 分			月 額
高等学校	国立及び公立の 高等学校	自宅通学のとき	18,000 円
		自宅外通学のとき	23,000 円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000 円
		自宅外通学のとき	35,000 円
専修学校の高等課程	国立及び公立の 専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000 円
		自宅外通学のとき	23,000 円
	私立の専修学校 の高等課程	自宅通学のとき	30,000 円
		自宅外通学のとき	35,000 円
高等専門学校			18,000 円
大 学	国立及び公立の大学		35,000 円
	私立の大学		40,000 円
備考			
一 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。			
二 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。			

福島県奨学資金貸与条例施行規則

昭和42年4月1日 教育委員会規則第8号
最終改正 令和3年3月30日 教育委員会規則第15号

(貸与の申請手続)

第一条 福島県奨学資金貸与条例(昭和二十七年福島県条例第五十八号。以下「条例」という。)の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨学生願書(第一号様式)に当該申請者が現に在学する学校の長(現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。)の発行する奨学生推薦調書(第二号様式)及び教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

(保証人)

第二条 条例第五条第二項の規定により連帯して債務を負担する保証人は、県内に居住する成年者(奨学生(奨学資金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。))が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者)であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

2 条例第五条第一項本文の保証人のうち前項の保証人以外の保証人は、成年者であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考)

第三条 奨学生の選考は、教育長が第一条の規定により提出された書類を審査して行うものとする。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、面接をあわせて行うことができる。

(奨学生の決定の通知)

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。

(奨学資金の交付方法)

第五条 奨学資金は、奨学生が指定する本人名義の銀行口座への口座振替の方法によつて交付する。

(誓約書の提出)

第六条 奨学生として決定された者は、速やかに誓約書(第三号様式)を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金の返還の期間及び方法)

第七条 条例第十条第一項に規定する教育委員会の定める期間は、別表の上欄に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる貸与を受けた奨学資金の総額に應じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

2 条例第十条第一項に規定する教育委員会で定める方法は、半年賦の均等返還の方法とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(奨学資金借用証書等の提出)

第八条 条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は、教育長が定める期間内での、既に貸与を受けた奨学資金に係る奨学資金借用証書(第四号様式)及び奨学資金返還明細書(第五号様式)の提出とする。

(返還の猶予の申請の手続)

第九条 条例第十二条第一項の規定により奨学資金の返還の債務の履行を猶予される者は、同項の規定に該当するに至つた日後速やかに当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定により奨学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項の規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請の手続)

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存するとを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学習状況等の報告)

第十一条 奨学生(入学一時貸与に係る者を除く。)は、学校等に在学する間は、毎年度一回教育長が別に定めるところにより、学習の状況等を報告しなければならない。

(届出)

第十二条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保証人が当該奨学生に代わつて届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- 三 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 四 その他重要な変更があつたとき。

2 奨学生は、保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 4 前三項の規定は、奨学資金を返還しなければならない者でまだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けている者について準用する。

(書類の経由)

第十三条 奨学生になろうとする者又は奨学生がこの規則の規定により教育長に提出する書類は、在学等学校長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

(委 任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続きその他条例の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意（5）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面は、それぞれ改正後の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面とみなす。

別表（第7条関係）

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期 間
月額貸与	400,000 円以下	7 年
	400,000 円を超え 600,000 円以下	8 年
	600,000 円を超え 800,000 円以下	9 年
	800,000 円を超え 1,000,000 円以下	10 年
	1,000,000 円を超え 1,200,000 円以下	11 年
	1,200,000 円を超え 1,400,000 円以下	12 年
	1,400,000 円を超え 1,600,000 円以下	13 年
	1,600,000 円を超え 1,800,000 円以下	14 年
	1,800,000 円を超え 2,000,000 円以下	15 年
	2,000,000 円を超え 2,200,000 円以下	16 年
	2,200,000 円を超え 2,400,000 円以下	17 年
	2,400,000 円を超え 2,600,000 円以下	18 年
	2,600,000 円を超え 2,800,000 円以下	19 年
	2,800,000 円を超えるもの	20 年
入学一時貸与	500,000 円以下	4 年

福島県教育庁 高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024(521)7775

FAX 024(521)7973